

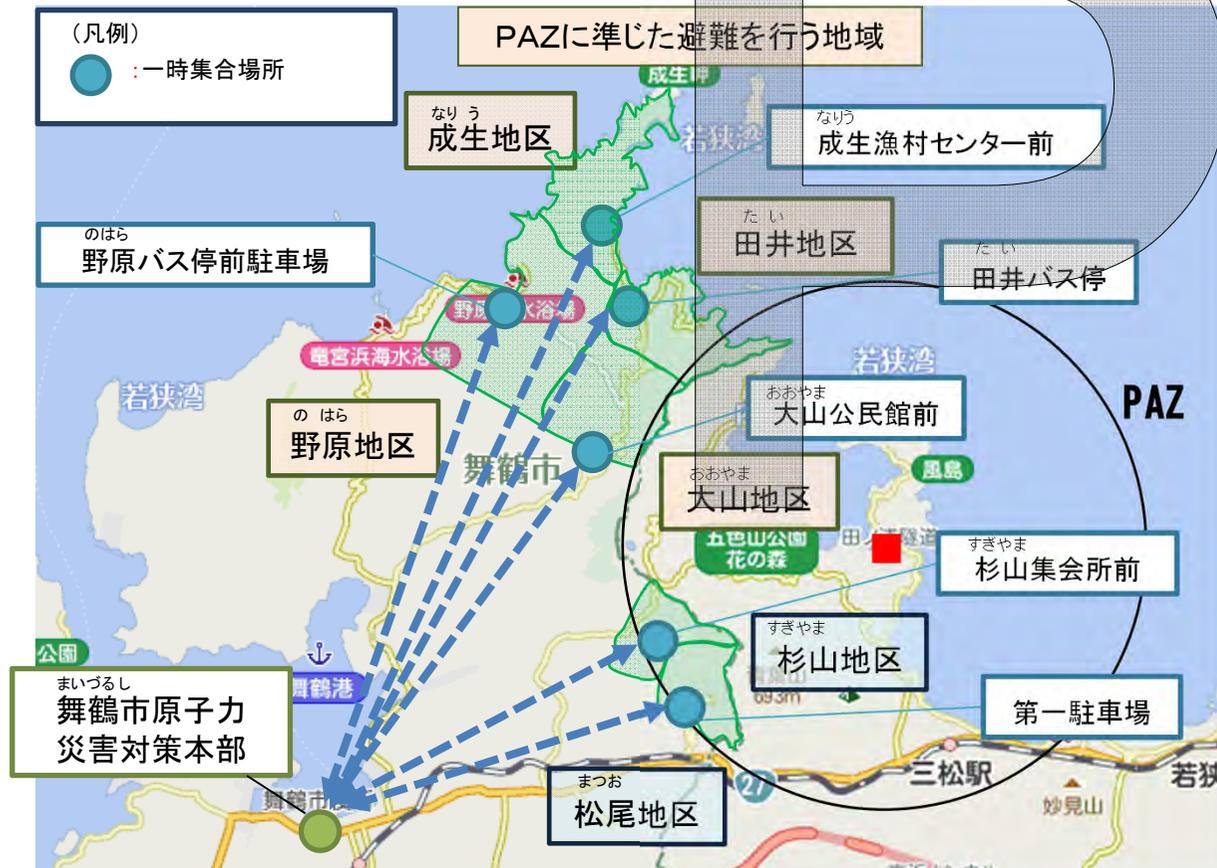
まいづるし 京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に府災害警戒本部、府中丹広域振興局に府災害警戒支部を設置。府災害警戒本部に32名、府災害警戒支部に43名が参集(2号配備の場合)。また、情報収集等のため、高浜オフサイトセンターに連絡員を派遣。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で京都府庁に原子力災害対策本部を設置。
- 舞鶴市は、警戒事態になった段階で、舞鶴市役所に市災害警戒本部を設置し、市の全職員を参集。施設敷地緊急事態で市役所に市災害対策本部を設置するとともに、高浜オフサイトセンターに現地災害対策本部を設置する。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、京都府及び舞鶴市は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ(松尾地区・杉山地区)及びPAZに準じた避難を行う地域(大山・田井・成生・野原地区)の住民が避難のため集合する一時集合場所を6ヶ所開設し、それぞれの一時集合場所に避難誘導職員を各2名配置。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



まいづるし 舞鶴市における住民への情報伝達

- PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域の6地区内の一時集合場所を拠点に、各地区において広報車、ハンドマイク等による情報伝達を実施。
- 一時集合場所に派遣された市職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、舞鶴市原子力災害対策本部と情報を共有。舞鶴市原子力災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された舞鶴市の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は舞鶴市原子力災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て情報伝達を行う。



- 各地区に派遣された舞鶴市職員、消防団・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



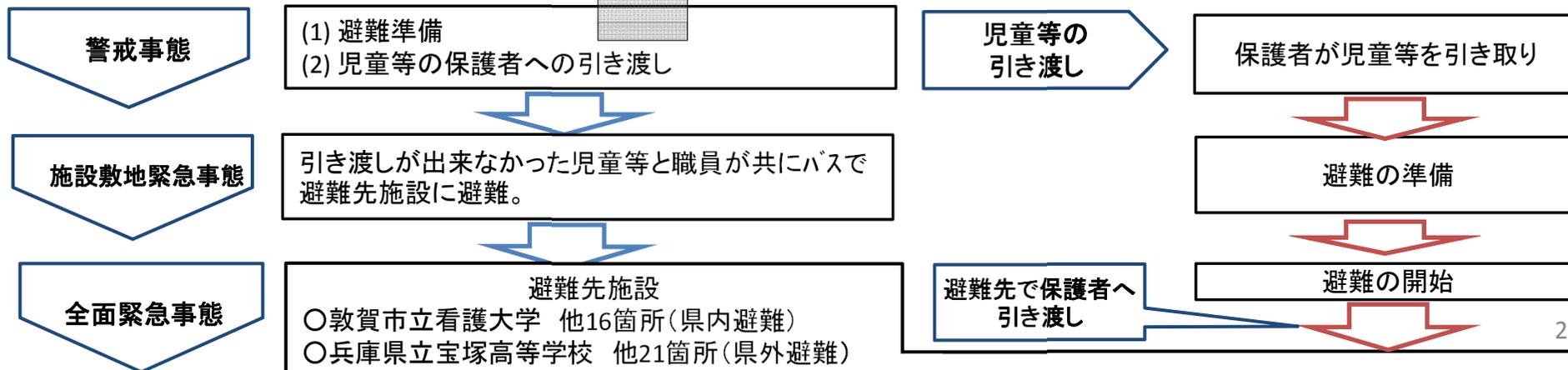
- 防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部が自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て実施



- PAZ内の5つの小・中学校の児童・生徒(〇〇人)及び3つの保育所の幼児(〇〇人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

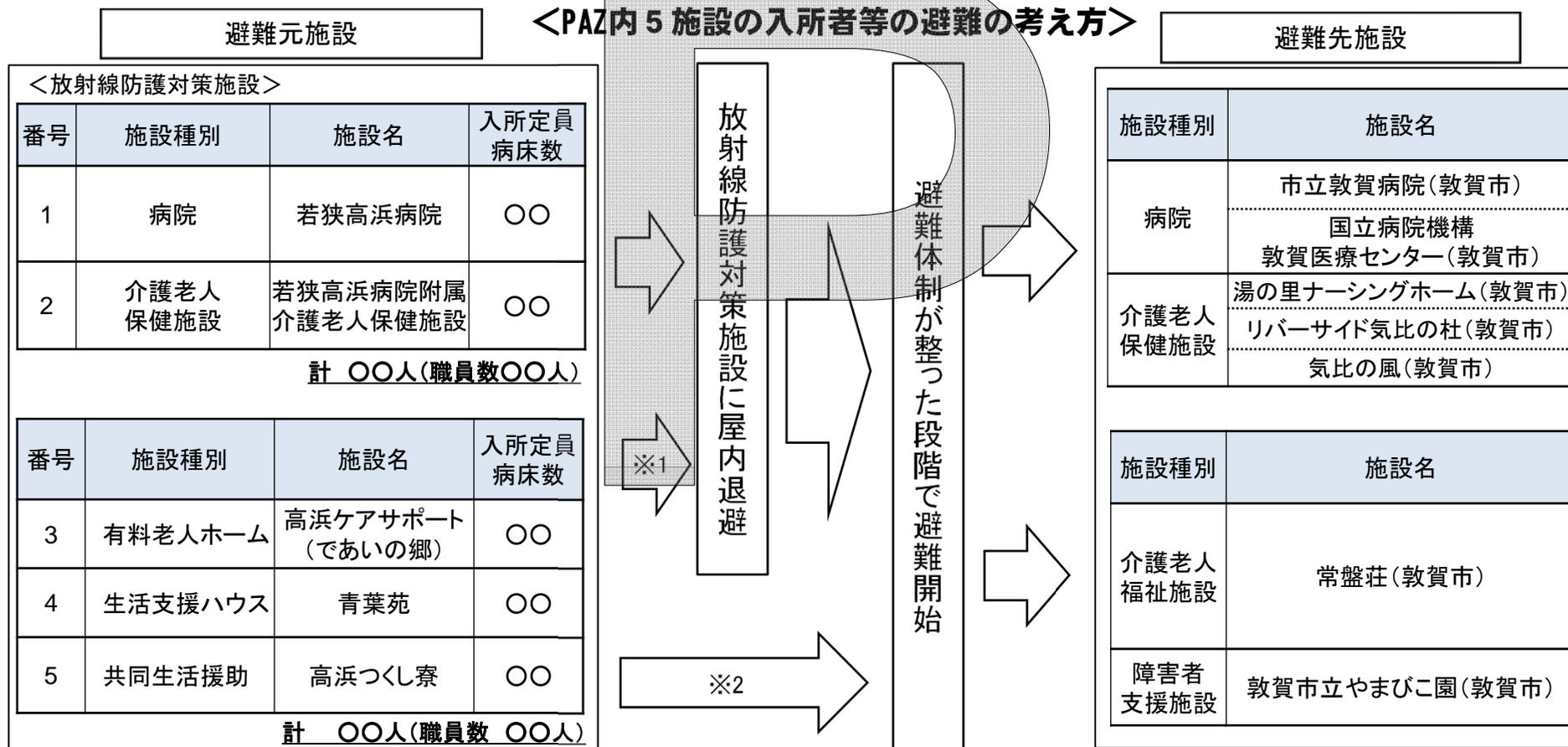
学校名	学校・保育所		合計
	人数(人)		
	児童等	職員	
内浦 <small>(うちうら)</small> 小学校	〇〇	〇〇	〇〇
内浦 <small>(うちうら)</small> 中学校	〇〇	〇〇	〇〇
青郷 <small>(せいきょう)</small> 小学校	〇〇	〇〇	〇〇
高浜 <small>(たかはま)</small> 小学校	〇〇	〇〇	〇〇
高浜 <small>(たかはま)</small> 中学校	〇〇	〇〇	〇〇
小計	〇〇	〇〇	〇〇
内浦 <small>(うちうら)</small> 保育所	〇〇	〇〇	〇〇
青郷 <small>(せいきょう)</small> 保育所	〇〇	〇〇	〇〇
高浜 <small>(たかはま)</small> 保育所	〇〇	〇〇	〇〇
小計	〇〇	〇〇	〇〇
合計	〇〇	〇〇	〇〇

※児童等の人数については、平成〇年〇月〇日現在。



- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(5施設〇〇人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、高浜つくし寮の入所者については、受入施設の準備及び移動手手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護対策施設に収容。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

<PAZ内 5 施設の入所者等の避難の考え方>



※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で近傍の放射線防護対策施設へ移動

※2 避難に必要な体制が整うまで自施設に屋内退避を実施し、その後あらかじめ定められた避難先施設へ避難

たかはまちょう

- 高浜町では、在宅の避難行動要支援者〇〇人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

